

用具貸出マニュアル

特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟

1 基本事項

このマニュアルは、「地域拠点化事業用具貸与規程」で規定する、支部及び支部候補(以下、支部)が管轄する県及び広域的エリアにおける用具貸出に係る方法等について記載する。

2 貸出対象

支部は、フロアホッケー競技を普及する上で、必要と認めた場合には、日本連盟から貸与されたフロアホッケー用具を積極的に貸出すこととする。

貸出しの対象は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 行政機関 | (5) 地域活動団体 |
| (2) 学校 | (6) スペシャルオリンピックス関連団体 |
| (3) 企業 | (7) 本連盟理事長、支部の長が認める者 |
| (4) 障害者スポーツ関連団体 | |

3 支部からの貸出用具

日本連盟から貸与された用具の他、支部で所有している用具とするが、支部は、それぞれの所管が認識できるように、シール・ステッカーの貼付等により識別できるようにすること。

4 貸出申請・報告

支部は、用具貸出に係る申請様式及び報告様式を作成する。

5 保守管理

支部及び支部から貸出を受けた者は、次のとおり用具等の管理を行う。

(1) スティック

ア スティック先の破損の点検を行い、接着剤による補修又は部品交換を行うこと。

イ 柄の部分にヒビ、亀裂が認められた場合は、使用を中止すること。

(2) ヘルメット

ア ヘルメットの共用による感染症予防のため、使用毎に消毒用アルコール又は除菌剤等より適正に清拭を行うこと。

イ 使用後は、ネジ、ストラップ等の部品の点検を行い、破損等が認められた場合は必ず補修すること。

(3) パック

フェルト部の塵埃は使用毎に取り除くこと。

(4) ゴールポスト

使用後(分解時)には、ネジ及びピンの点検を行い、破損が等が認められた場合は必ず補修すること。

平成29年4月1日